

柳井市地域防災計画

新旧対照表

（震災対策編）

	修 正 案	現 行	備 考								
P3	第1部 総則 第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱及び住民・事業所等のとるべき措置 第2節 柳井地域広域水道企業団 <table><tr><td>機関名</td><td>事務又は業務の大綱</td></tr><tr><td>柳井地域広域水道企業団</td><td>1 水道施設等の防災対策に関すること</td></tr><tr><td></td><td>2 被害情報の収集及び伝達に関すること</td></tr><tr><td></td><td>3 災害時における応急給水及び応急復旧の実施に関すること</td></tr></table> 第3節 柳井地区広域消防組合 (略) 第4節 山口県 (略) 第5節 指定地方行政機関 (略) 第6節 山口県警察 (略) 第7節 自衛隊 (略) 第8節 指定公共機関 (略) 第9節 指定地方公共機関・公共的団体 (略) 第10節 住民、事業所等 (略) 第2部 地震対策計画 第1章 災害予防計画 第3節 災害に強いまちづくりの推進	機関名	事務又は業務の大綱	柳井地域広域水道企業団	1 水道施設等の防災対策に関すること		2 被害情報の収集及び伝達に関すること		3 災害時における応急給水及び応急復旧の実施に関すること	第1部 総則 第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱及び住民・事業所等のとるべき措置 第2節 柳井地区広域消防組合 (略) 第3節 山口県 (略) 第4節 指定地方行政機関 (略) 第5節 山口県警察 (略) 第6節 自衛隊 (略) 第7節 指定公共機関 (略) 第8節 指定地方公共機関・公共的団体 (略) 第9節 住民、事業所等 (略) 第2部 地震対策計画 第1章 災害予防計画 第3節 災害に強いまちづくりの推進	組織追加 <
機関名	事務又は業務の大綱										
柳井地域広域水道企業団	1 水道施設等の防災対策に関すること										
	2 被害情報の収集及び伝達に関すること										
	3 災害時における応急給水及び応急復旧の実施に関すること										

	修 正 案	現 行	備 考
P28	（略） ＊落下物等対策の役割分担 イ 建設部建築住宅課：市の公共施設にあるブロック塀、万年塀等について補強や改修等に万全を期すとともに、フェンス化、生け垣化について検討する。 第4節 地盤振動災害の防止 2 対策 （1）災害危険度の高い区域の把握（建設部都市計画課） （略） （2）液状化地域における宅地の耐震化（建設部都市計画課） （略） （4）浸水想定区域の把握・周知（総務部危機管理課）（建設部土木課、<u>下水道課</u>）（経済部経済建設課） （略）	（略） ＊落下物等対策の役割分担 イ 建設部都市計画・建築課：市の公共施設にあるブロック塀、万年塀等について補強や改修等に万全を期すとともに、フェンス化、生け垣化について検討する。 第4節 地盤振動災害の防止 2 対策 （1）災害危険度の高い区域の把握（建設部都市計画・建築課） （略） （2）液状化地域における宅地の耐震化（建設部都市計画・建築課） （略） （4）浸水想定区域の把握・周知（総務部危機管理課）（建設部土木課）（上下水道部下水道課）（経済部経済建設課） （略）	組織改編
P58	第16節 個別応急対策の迅速・的確な遂行のための事前措置の充実 2 対策 （4）食料・水・生活必需品物資の供給体制の整備 イ 水の供給体制の整備（総務部危機管理課）（柳井地域広域水道企業団）	第16節 個別応急対策の迅速・的確な遂行のための事前措置の充実 2 対策 （4）食料・水・生活必需品物資の供給体制の整備 イ 水の供給体制の整備（上下水道部）	組織改編
P59	（7）生活ごみ、し尿処理体制の整備（市民部市民生活課）（建設部下水道課）（周東環境衛生組合） 市民部市民生活課、建設部下水道課、周東環境衛生組合は、災害によって処理場が大きな被害を被った場合、災害によって処理能力を超えるごみ等が発生した場合の仮置場、市外への応援要請、市内土木建設業者、清掃業者並びに衛生業者への応援要請等について協議し、迅速・的確な処理体制の確立に努める。 （8）住宅の確保体制の整備（建設部建築住宅課） 「第2部 第2章 第3 第9節 住宅の応急診断、修理、応急仮設住宅等の供与」を参照	（7）生活ごみ、し尿処理体制の整備（市民部市民生活課）（上下水道部下水道課）（周東環境衛生組合） 市民部市民生活課、上下水道部下水道課、周東環境衛生組合は、災害によって処理場が大きな被害を被った場合、災害によって処理能力を超えるごみ等が発生した場合の仮置場、市外への応援要請、市内土木建設業者、清掃業者並びに衛生業者への応援要請等について協議し、迅速・的確な処理体制の確立に努める。 （8）住宅の確保体制の整備（建設部都市計画・建築課） 「第2部 第2章 第3 第9節 住宅の修理、応急仮設住宅の建設」を参照	組織改編
P64	第2章 災害応急対策計画 第1 組織体制の確立 第1節 活動体制の確立 3 災害対策本部の設置 （1）本部組織の確立 オ 本部連絡員 ①本部室と各対策部の連絡調整を図るため、災害救助部庶務班、衛生対策部庶務班、農林水産商工対策部農林水産班、土木港湾対策部土木港湾班及び文教対策部庶務班の職員が、本部連絡員として本部室に詰めるものとする。	第2章 災害応急対策計画 第1 組織体制の確立 第1節 活動体制の確立 3 災害対策本部の設置 （1）本部組織の確立 オ 本部連絡員 ①本部室と各対策部の連絡調整を図るため、災害救助部庶務班、衛生対策部庶務班、農林水産商工対策部農林水産班、土木港湾対策部土木港湾班、<u>文教対策部庶務班</u>及び上下水道対策部水道班の職員が、本部連絡員として本部室に詰めるものとする。	組織改編
P65	ケ 災害対策総合連絡本部	ケ 災害対策総合連絡本部	災害対策本部設

2025.4 柳井市地域防災計画（風水害等対策編）新旧対照表			
	修 正 案	現 行	備 考
	非常災害に際して防災関係機関並びに各種団体等との有機的な協力関係を確保し各種災害情報の共有化を図り、防災及び救助その他緊急措置の適切かつ円滑な実施を行うため、必要に応じて柳井市災害対策総合連絡本部（場所：3階大会議室）（以下「連絡本部」という。）を設置する。 連絡本部の設置の判断は本部長が行い、設置する場合の庶務は総務部庶務班が担当する。連絡本部には、以下の防災関係機関、各種団体の内から必要な職員の派遣を求めるものとする。 <u>なお、連絡本部の設置にまで至らない場合においても、必要に応じ、防災関係機関、各種団体に対し、災害対策本部への職員派遣を求めるものとする。</u> 国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所 農林水産省中国四国農政局 海上保安庁第六管区海上保安本部広島海上保安部柳井海上保安署 陸上自衛隊第17普通科連隊 山口県総合企画部柳井県民局 山口県健康福祉部柳井健康福祉センター 山口県農林水産部柳井農林水産事務所 山口県土木建築部柳井土木建築事務所 <u>柳井地域広域水道企業団</u> 山口県警察本部柳井警察署 柳井地区広域消防組合 柳井市社会福祉協議会 柳井医師会 山口県農業協同組合 南すおう統括本部 山口県東部森林組合 山口県漁業協同組合柳井支店 大島漁業協同組合 柳井商工会議所 大島商工会 柳井市連合婦人会 柳井市赤十字奉仕団 山口県赤十字アマチュア無線奉仕団 各自治会長協議会 柳井郵便局 西日本電信電話株式会社山口支店 日本通運株式会社柳井営業所 中国電力ネットワーク株式会社 柳井ネットワークセンター 防長交通株式会社平生営業所 西日本旅客鉄道株式会社岩国管理駅 応援市町村等その他の関係機関、団体	非常災害に際して防災関係機関並びに各種団体等との有機的な協力関係を確保し各種災害情報の共有化を図り、防災及び救助その他緊急措置の適切かつ円滑な実施を行うため、必要に応じて柳井市災害対策総合連絡本部（場所：3階大会議室）（以下「連絡本部」という。）を設置する。 連絡本部の設置の判断は本部長が行い、設置する場合の庶務は総務部庶務班が担当する。連絡本部には、以下の防災関係機関、各種団体の内から必要な職員の派遣を求めるものとする。 国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所 農林水産省中国四国農政局 海上保安庁第六管区海上保安本部広島海上保安部柳井海上保安署 陸上自衛隊第17普通科連隊 山口県総合企画部柳井県民局 山口県健康福祉部柳井健康福祉センター 山口県農林水産部柳井農林水産事務所 山口県土木建築部柳井土木建築事務所 山口県警察本部柳井警察署 柳井地区広域消防組合 柳井市社会福祉協議会 柳井医師会 山口県農業協同組合 南すおう統括本部 山口県東部森林組合 山口県漁業協同組合柳井支店 大島漁業協同組合 柳井商工会議所 大島商工会 柳井市連合婦人会 柳井市赤十字奉仕団 山口県赤十字アマチュア無線奉仕団 各自治会長協議会 柳井郵便局 西日本電信電話株式会社山口支店 日本通運株式会社柳井営業所 中国電力ネットワーク株式会社 柳井ネットワークセンター 防長交通株式会社平生営業所 西日本旅客鉄道株式会社岩国管理駅 応援市町村等その他の関係機関、団体	置時の対応明示 組織追加

	修 正 案	現 行	備 考
P67	〈災害対策本部組織図〉 本部長 市長 副本部長 副市長 本部会議 本部長 副本部長 各対策部長 本部室 総務部庶務班 総務部広報班 本部連絡員 現地災害 対策本部 総務部 庶務班：危機管理課、総務課、工事監理室 広報班：政策企画課、地域づくり推進課、 議会事務局、会計課、 選挙管理委員会事務局、 監査委員事務局 財政班：財政課 出張所班：日積、伊陸、新庄、余田、阿月、 伊保庄、平郡、西平郡、大島 災害救助部 庶務班：社会福祉課、人権啓発室 避難救助班：社会福祉課、こどもサポート課、 高齢者支援課、健康増進課、 人権啓発室 救護班：健康増進課、高齢者支援課（保健師） 衛生対策部 庶務班：市民生活課 防疫清掃班：市民生活課 協力班：税務課 (削除) (削除) 農林水産商工対策部 農林水産班：農林水産課、農業委員会事務局 経済建設班：経済建設課 商工観光班：商工観光課、 企業立地・雇用創造推進室 土木港湾対策部 土木港湾班：土木課 建築住宅班：建築住宅課 都市下水班：下水道課、都市計画課 文教対策部 庶務班：教育総務課 学校教育班：学校教育課 生涯学習班：生涯学習・スポーツ推進課、 人権教育室、文化財室 消防対策部 消防団各分団 災害対策総合連絡本部 柳井地域広域水道企業団 柳井警察署 柳井地区広域消防組合	〈災害対策本部組織図〉 本部長 市長 副本部長 副市長 本部会議 本部長 副本部長 各対策部長 本部室 総務部庶務班 総務部広報班 本部連絡員 現地災害 対策本部 総務部 庶務班：危機管理課、総務課、工事監理室 広報班：政策企画課、地域づくり推進課、 議会事務局、会計課、 選挙管理委員会事務局、 監査委員事務局 財政班：財政課 出張所班：日積、伊陸、新庄、余田、阿月、 伊保庄、平郡、西平郡、大島 災害救助部 庶務班：社会福祉課、人権啓発室 避難救助班：社会福祉課、こどもサポート課、 高齢者支援課、健康増進課、 人権啓発室 救護班：健康増進課、高齢者支援課（保健師） 衛生対策部 庶務班：市民生活課 防疫清掃班：市民生活課 協力班：税務課 上下水道対策部 水道班：水道課 下水道班：下水道課 農林水産商工対策部 農林水産班：農林水産課、農業委員会事務局 経済建設班：経済建設課 商工観光班：商工観光課、 企業立地・雇用創造推進室 土木港湾対策部 土木港湾班：土木課 都市建築班：都市計画、建築課 文教対策部 庶務班：教育総務課 学校教育班：学校教育課 生涯学習班：生涯学習・スポーツ推進課 人権教育室、文化財室 消防対策部 消防団各分団 災害対策総合連絡本部 柳井警察署 柳井地区広域消防組合	組織改編

	修 正 案						現 行						備 考
P68	〈班の編成及び所掌事務〉						〈班の編成及び所掌事務〉						組織改編
	部	部 長	班 名	班 長	所 掌 事 務	構成課等	部	部 長	班 名	班 長	所 掌 事 務	構成課等	
	総務部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	総務部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	災害救助部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	災害救助部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	衛生対策部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	衛生対策部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	上下水道対策部	上下水道部長	水道班	水道課長	1 水道対策の総括に関すること 2 部内の庶務、連絡調整に関すること 3 浄水、給水及び簡易水道施設の災害対策及び給水視線に関すること 4 給水資機材の確保に関すること 5 漏水・断水の広報に関すること	水道課	
									下水道班	下水道課長	1 下水道施設及び農業集落排水施設の被害調査・復旧に関すること 2 仮設トイレの設置に関すること	下水道課	
	農林水産商工対策部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	農林水産商工対策部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	土木港湾対策部	建設部長	土木港湾班	(略)	(略)	(略)	土木港湾対策部	建設部長	土木港湾班	(略)	(略)	(略)	
			建築住宅班	建築住宅課長	1 公営住宅その他公共建築物の被害状況の収集及び報告に関すること 2 公営住宅その他公共建築物の被害調査及び応急修理に関すること 3 応急仮設住宅に関すること 4 被災建築物応急危険度判定に関すること 5 民間住宅の復旧支援に関すること 6 民間住宅の災害復興融資に関すること	建築住宅課			都市建築班	都市計画・建築課長	1 公営住宅その他公共建築物の被害状況の収集及び報告に関すること 2 公営住宅その他公共建築物の被害調査及び応急修理に関すること 3 応急仮設住宅に関すること 4 被災建築物応急危険度判定に関すること 5 被災宅地応急危険度判定に関すること 6 民間住宅の復旧支援に関すること 7 民間住宅の災害復興融資に関すること	都市計画・建築課	
			都市下水班	下水道課長	1 下水道施設及び農業集落排水施設の被害調査・復旧に関すること 2 仮設トイレの設置に関すること 3 被災宅地応急危険度判定に関すること	下水道課 都市計画課							
	文教対策部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	文教対策部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	消防対策部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	消防対策部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	水防部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	水防部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

	修 正 案	現 行	備 考																				
P74	第2節 動員配備 1 動員配備の時期・区分の決定及び職員の服務 (2) 動員配備基準 <table><tr><td>種別</td><td>体制の時期の基準</td></tr><tr><td>第1警戒体制</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第2警戒体制</td><td>(略)</td></tr><tr><td>災害警戒本部体制</td><td>1 震度5弱の地震が発生したとき。 2 気象庁が、山口県瀬戸内海沿岸に津波警報を発表したとき。</td></tr><tr><td>災害対策本部体制</td><td>(略)</td></tr></table>	種別	体制の時期の基準	第1警戒体制	(略)	第2警戒体制	(略)	災害警戒本部体制	1 震度5弱の地震が発生したとき。 2 気象庁が、山口県瀬戸内海沿岸に津波警報を発表したとき。	災害対策本部体制	(略)	第2節 動員配備 1 動員配備の時期・区分の決定及び職員の服務 (2) 動員配備基準 <table><tr><td>種別</td><td>体制の時期の基準</td></tr><tr><td>第1警戒体制</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第2警戒体制</td><td>(略)</td></tr><tr><td>災害警戒本部体制</td><td>1 震度5弱以上の地震が発生したとき。 2 気象庁が、山口県瀬戸内海沿岸に津波警報を発表したとき。</td></tr><tr><td>災害対策本部体制</td><td>(略)</td></tr></table>	種別	体制の時期の基準	第1警戒体制	(略)	第2警戒体制	(略)	災害警戒本部体制	1 震度5弱 以上 の地震が発生したとき。 2 気象庁が、山口県瀬戸内海沿岸に津波警報を発表したとき。	災害対策本部体制	(略)	内容の適正化
種別	体制の時期の基準																						
第1警戒体制	(略)																						
第2警戒体制	(略)																						
災害警戒本部体制	1 震度5弱の地震が発生したとき。 2 気象庁が、山口県瀬戸内海沿岸に津波警報を発表したとき。																						
災害対策本部体制	(略)																						
種別	体制の時期の基準																						
第1警戒体制	(略)																						
第2警戒体制	(略)																						
災害警戒本部体制	1 震度5弱 以上 の地震が発生したとき。 2 気象庁が、山口県瀬戸内海沿岸に津波警報を発表したとき。																						
災害対策本部体制	(略)																						

	修 正 案				現 行				備 考
P75	(3) 課別動員体制				(3) 課別動員体制				組織改編 動員体制の見直し 誤記の修正
	配備体制	配備基準	配備課	職員参集基準	配備体制	配備基準	配備課	職員参集基準	
	第1警戒体制	(略)	(略)	(略)	第1警戒体制	(略)	(略)	(略)	
	第2警戒体制	・震度4の地震発生 ・山口県瀬戸内海沿岸に津波 注意報が発表されたとき	危機管理課 2人 総務課 2人 政策企画課・ <u>地域づくり推進課</u> 2人 <u>(削除)</u> 土木課 2人 <u>建築住宅課</u> 1人 <u>都市計画課</u> 1人 <u>(削除)</u> 下水道課 2人 経済建設課 2人 農林水産課 2人 各出張所・ <u>連絡所</u> （各1人） 9人	(略)	第2警戒体制	・震度4の地震発生 ・山口県瀬戸内海沿岸に津波 注意報が発表されたとき	危機管理課 2人 総務課 2人 政策企画課 2人 <u>地域づくり推進課</u> 2人 土木課 2人 <u>都市計画・建築課</u> 2人 <u>水道課</u> 2人 下水道課 2人 経済建設課 2人 農林水産課 2人 各出張所・ <u>避難所</u> （各1人） 9人	(略)	
	災害警戒本部体制	・震度5弱の地震発生 ・山口県瀬戸内海沿岸に津波 警報が発表されたとき	危機管理課 3人 総務課 3人 財政課 3人 政策企画課 3人 地域づくり推進課 2人 日積出張所 2人 伊陸出張所 2人 新庄出張所 2人 余田出張所 2人 阿月出張所 2人 伊保庄出張所 2人 平郡出張所 2人 西平郡連絡所 1人 大島出張所 2人 土木課 7人 <u>建築住宅課</u> 3人 <u>都市計画課</u> 2人 <u>(削除)</u> 下水道課 4人 農林水産課 4人 経済建設課 6人 商工観光課 3人 市民生活課 4人 税務課 2人 社会福祉課 4人 こどもサポート課 3人 高齢者支援課 3人 健康増進課 2人 教育総務課 2人 学校教育課 2人 生涯学習・スポーツ推進課 5人	(略)	災害警戒本部体制	・震度5弱 <u>以上</u> の地震発生 ・山口県瀬戸内海沿岸に津波 警報が発表されたとき	危機管理課 3人 総務課 3人 財政課 3人 政策企画課 3人 地域づくり推進課 2人 日積出張所 2人 伊陸出張所 2人 新庄出張所 2人 余田出張所 2人 阿月出張所 2人 伊保庄出張所 2人 平郡出張所 2人 西平郡連絡所 1人 大島出張所 2人 土木課 7人 <u>都市計画・建築課</u> 5人 <u>水道課</u> 4人 下水道課 4人 農林水産課 4人 経済建設課 6人 商工観光課 3人 市民生活課 4人 税務課 2人 社会福祉課 4人 こどもサポート課 3人 高齢者支援課 3人 健康増進課 2人 教育総務課 2人 学校教育課 2人 生涯学習・スポーツ推進課 5人	(略)	
	災害対策本部体制	(略)	(略)		災害対策本部体制	(略)	(略)		

	修 正 案	現 行	備 考
P144	第2 初動期における災害応急対策活動 第14 節 緊急給水体制の確立 総務部庶務班、広報班 柳井地域広域水道企業団 ◎ 大災害が発生したときは、上水道施設及び簡易水道施設の損壊等による断水が予想されることから、迅速かつ的確な応急対策活動ができるように必要な措置を講じておく必要がある。 <u>そのため、市と柳井地域広域水道企業団は、災害協定を締結し、連携して対応することとする。</u> ☆住民へ正確な情報を伝達し、混乱を生じないように給水活動を進める。	第2 初動期における災害応急対策活動 第14 節 緊急給水体制の確立 上下水道対策部水道班 ◎ 大災害が発生したときは、上水道施設及び簡易水道施設の損壊等による断水が予想されることから、迅速かつ的確な応急対策活動ができるように必要な措置を講じておく必要がある。 ☆住民へ正確な情報を伝達し、混乱を生じないように給水活動を進める。	組織改編 内容の適正化
P145	1 給水需要の把握 災害の発生により、市内の全域にわたって給水機能が停止し、復旧に相当期間を要すると判断される場合は、直ちに応急給水業務を開始する。 市内の一部で給水機能が停止した際は、柳井地域広域水道企業団は、その状況を把握し、本部室（総務部庶務班）<u>に次の内容を</u>報告するものとする。 <u>（削除）</u> 2 緊急給水体制の確立 <u>総務部庶務班及び柳井地域広域水道企業団</u>は、<u>災害協定に基づき</u>、災害発生時において次の体制を確立する。 （2）給水量、給水方法、給水施設の応急復旧計画については、給水需要や給水施設の被害状況・復旧見込み、施設の重要度（病院、避難所等施設に対する優先供給）等を考慮し、本部と協議のうえ、<u>決定</u>する。 3 緊急給水活動 （4）給水<u>の広報</u> 緊急給水活動<u>の実施と同時に、総務部広報班は、住民に対し、給水広報等の活動を行う。</u> その内容は、次のとおりである。 <u>ウ（削除）</u>	1 給水需要の把握 災害の発生により、市内の全域にわたって給水機能が停止し、復旧に相当期間を要すると判断される場合は、直ちに応急給水業務を開始する。 市内の一部で給水機能が停止した際は、<u>上下水道対策部水道班</u>は、その状況を把握し、本部室（総務部庶務班）<u>へ</u>報告するものとする。 <u>報告する内容は、次のとおりによる。</u> 2 緊急給水体制の確立 <u>上下水道対策部水道班</u>は、災害発生時において次の体制を確立する。 （2）給水量、給水方法、給水施設の応急復旧計画については、<u>上下水道対策部長が</u>給水需要や給水施設の被害状況・復旧見込み、施設の重要度（病院、避難所等施設に対する優先供給）等を考慮し、本部と協議のうえ、<u>指示</u>する。 3 緊急給水活動 （4）給水<u>広報担当</u> 緊急給水活動<u>を実施するのと同時に、広報担当（緊急給水体制における）は、住民に対し給水広報等の活動を総務部広報班との連携のもとに行うものとする。</u> その内容は、次のとおりである。 <u>ウ 給水所代表者からの給水に関する問い合わせ・要望の把握</u>	組織改編 表現の適正化 組織改編 内容の適正化 内容の適正化
P151	第3 救援期における災害応急対策活動 第1 節 災害情報等の収集報告 総務部庶務班、各担当班 柳井地域広域水道企業団 1 災害情報・被害状況の把握 （2）被害状況の調査 カ 上下水道施設等被害	第3 救援期における災害応急対策活動 第1 節 災害情報等の収集報告 総務部庶務班、各担当班 1 災害情報・被害状況の把握 （2）被害状況の調査 カ 上下水道施設等被害	組織追加 組織改編

	修 正 案	現 行	備 考																																																																																																																																				
P157	上水道施設及び簡易水道施設については<u>柳井地域広域水道企業団</u>が、また、下水道施設及び農業集落排水施設については<u>土木港湾対策部都市下水班</u>がそれぞれ調査を実施する。 第3節 災害救助法の適用 1 災害救助法の適用 （4）応急救助の実施 災害救助法の適用とともに応急救助を実施することになるが、具体的な実施方法は、本計画の各章に定めるところによる。 <table><tr><th colspan="2">救助の種類</th><th>本計画</th><th>担当部署</th></tr><tr><td colspan="2">救助の総括</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="2">被害状況等の調査・報告</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="2">避難所の設置</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="2">応急仮設住宅の供与</td><td>第2部 第2章 第3 第9節</td><td rowspan="2">（略）</td></tr><tr><td colspan="2">被災した住宅の応急修理</td><td>住宅の<u>応急診断</u>、修理、応急仮設住宅<u>等</u>の<u>供与</u></td></tr><tr><td colspan="2">炊き出しその他による食品の給与</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="2">飲料水の給与</td><td>第2部 第2章 第2 第16節 緊急給水体制の確立</td><td><u>総務部、柳井地域広域水道企業団</u></td></tr><tr><td colspan="2">被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="2">学用品の給与</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="2">医療及び助産</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="2">被災者の救出</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="2">遺体の搜索</td><td rowspan="3">（略）</td><td rowspan="3">（略）</td></tr><tr><td colspan="2">遺体の処理</td></tr><tr><td colspan="2">埋葬</td></tr><tr><td colspan="2">障害物の除去</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td rowspan="2">業務</td><td>輸送協力</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>労務協力</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	救助の種類		本計画	担当部署	救助の総括		（略）	（略）	被害状況等の調査・報告		（略）	（略）	避難所の設置		（略）	（略）	応急仮設住宅の供与		第2部 第2章 第3 第9節	（略）	被災した住宅の応急修理		住宅の <u>応急診断</u> 、修理、応急仮設住宅 <u>等</u> の <u>供与</u>	炊き出しその他による食品の給与		（略）	（略）	飲料水の給与		第2部 第2章 第2 第16節 緊急給水体制の確立	<u>総務部、柳井地域広域水道企業団</u>	被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与		（略）	（略）	学用品の給与		（略）	（略）	医療及び助産		（略）	（略）	被災者の救出		（略）	（略）	遺体の搜索		（略）	（略）	遺体の処理		埋葬		障害物の除去		（略）	（略）	業務	輸送協力	（略）	（略）	労務協力	（略）	（略）	上水道施設及び簡易水道施設については<u>上下水道対策部水道班</u>が、また、下水道施設及び農業集落排水施設については<u>上下水道対策部下水道班</u>がそれぞれ調査を実施する。 第3節 災害救助法の適用 1 災害救助法の適用 （4）応急救助の実施 災害救助法の適用とともに応急救助を実施することになるが、具体的な実施方法は、本計画の各章に定めるところによる。 <table><tr><th colspan="2">救助の種類</th><th>本計画</th><th>担当部署</th></tr><tr><td colspan="2">救助の総括</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="2">被害状況等の調査・報告</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="2">避難所の設置</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="2">応急仮設住宅の供与</td><td>第2部 第2章 第3 第9節</td><td rowspan="2">（略）</td></tr><tr><td colspan="2">被災した住宅の応急修理</td><td>住宅の修理、応急仮設住宅の<u>建設</u></td></tr><tr><td colspan="2">炊き出しその他による食品の給与</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="2">飲料水の給与</td><td>第2部 第2章 第2 第16節 緊急給水体制の確立</td><td><u>上下水道対策部</u></td></tr><tr><td colspan="2">被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="2">学用品の給与</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="2">医療及び助産</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="2">被災者の救出</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="2">遺体の搜索</td><td rowspan="3">（略）</td><td rowspan="3">（略）</td></tr><tr><td colspan="2">遺体の処理</td></tr><tr><td colspan="2">埋葬</td></tr><tr><td colspan="2">障害物の除去</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td rowspan="2">業務</td><td>輸送協力</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>労務協力</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	救助の種類		本計画	担当部署	救助の総括		（略）	（略）	被害状況等の調査・報告		（略）	（略）	避難所の設置		（略）	（略）	応急仮設住宅の供与		第2部 第2章 第3 第9節	（略）	被災した住宅の応急修理		住宅の修理、応急仮設住宅の <u>建設</u>	炊き出しその他による食品の給与		（略）	（略）	飲料水の給与		第2部 第2章 第2 第16節 緊急給水体制の確立	<u>上下水道対策部</u>	被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与		（略）	（略）	学用品の給与		（略）	（略）	医療及び助産		（略）	（略）	被災者の救出		（略）	（略）	遺体の搜索		（略）	（略）	遺体の処理		埋葬		障害物の除去		（略）	（略）	業務	輸送協力	（略）	（略）	労務協力	（略）	（略）	組織改編、追加 誤記の修正
救助の種類		本計画	担当部署																																																																																																																																				
救助の総括		（略）	（略）																																																																																																																																				
被害状況等の調査・報告		（略）	（略）																																																																																																																																				
避難所の設置		（略）	（略）																																																																																																																																				
応急仮設住宅の供与		第2部 第2章 第3 第9節	（略）																																																																																																																																				
被災した住宅の応急修理		住宅の <u>応急診断</u> 、修理、応急仮設住宅 <u>等</u> の <u>供与</u>																																																																																																																																					
炊き出しその他による食品の給与		（略）	（略）																																																																																																																																				
飲料水の給与		第2部 第2章 第2 第16節 緊急給水体制の確立	<u>総務部、柳井地域広域水道企業団</u>																																																																																																																																				
被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与		（略）	（略）																																																																																																																																				
学用品の給与		（略）	（略）																																																																																																																																				
医療及び助産		（略）	（略）																																																																																																																																				
被災者の救出		（略）	（略）																																																																																																																																				
遺体の搜索		（略）	（略）																																																																																																																																				
遺体の処理																																																																																																																																							
埋葬																																																																																																																																							
障害物の除去		（略）	（略）																																																																																																																																				
業務	輸送協力	（略）	（略）																																																																																																																																				
	労務協力	（略）	（略）																																																																																																																																				
救助の種類		本計画	担当部署																																																																																																																																				
救助の総括		（略）	（略）																																																																																																																																				
被害状況等の調査・報告		（略）	（略）																																																																																																																																				
避難所の設置		（略）	（略）																																																																																																																																				
応急仮設住宅の供与		第2部 第2章 第3 第9節	（略）																																																																																																																																				
被災した住宅の応急修理		住宅の修理、応急仮設住宅の <u>建設</u>																																																																																																																																					
炊き出しその他による食品の給与		（略）	（略）																																																																																																																																				
飲料水の給与		第2部 第2章 第2 第16節 緊急給水体制の確立	<u>上下水道対策部</u>																																																																																																																																				
被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与		（略）	（略）																																																																																																																																				
学用品の給与		（略）	（略）																																																																																																																																				
医療及び助産		（略）	（略）																																																																																																																																				
被災者の救出		（略）	（略）																																																																																																																																				
遺体の搜索		（略）	（略）																																																																																																																																				
遺体の処理																																																																																																																																							
埋葬																																																																																																																																							
障害物の除去		（略）	（略）																																																																																																																																				
業務	輸送協力	（略）	（略）																																																																																																																																				
	労務協力	（略）	（略）																																																																																																																																				
P171	第8節 ごみ及びし尿の収集処理 衛生対策部防疫清掃班 <u>土木港湾対策部都市下水班</u>	第8節 ごみ及びし尿の収集処理 衛生対策部防疫清掃班 <u>上下水道部下水道班</u>	組織改編																																																																																																																																				
P172	2 し尿処理 （1）下水道施設等被害状況の把握	2 し尿処理 （1）下水道施設等被害状況の把握	組織改編																																																																																																																																				

2025.4 柳井市地域防災計画（風水害等対策編）新旧対照表			
	修 正 案	現 行	備 考
	市内では、一部区域において公共下水道及び農業集落排水の整備が行われ、処理がなされている。 この区域においては、災害の発生に伴い、上水道、簡易水道の断水及び下水道、農業集落排水管渠の破損、処理場の機能停止等により、通常のし尿処理に支障をきたすことが生じる。 このため、<u>土木港湾対策部都市下水班</u>は、下水道等処理区域の管渠等施設被害状況及び下水道等の使用できない戸数、し尿の排出量を把握する。 （２）下水道施設等被害等における対策 ア <u>土木港湾対策部都市下水班</u>は、下水道、農業集落排水管渠等施設の破損や処理場施設の機能停止により、下水道等の使用を制限する必要が生じたときは、総務部広報班と連携して広報車、チラシ、立て看板等の手段を用いて周知を図る。 イ <u>土木港湾対策部都市下水班</u>は、下水道等処理区域内の避難所及び公用地等の適地に、世帯数、人口又は避難住民の排出量を考慮し、貯留式仮設トイレの調達、設置を行う。	市内では、一部区域において公共下水道及び農業集落排水の整備が行われ、処理がなされている。 この区域においては、災害の発生に伴い、上水道、簡易水道の断水及び下水道、農業集落排水管渠の破損、処理場の機能停止等により、通常のし尿処理に支障をきたすことが生じる。 このため、<u>上下水道部下水道班</u>は、下水道等処理区域の管渠等施設被害状況及び下水道等の使用できない戸数、し尿の排出量を把握する。 （２）下水道施設等被害等における対策 ア <u>上下水道部下水道班</u>は、下水道、農業集落排水管渠等施設の破損や処理場施設の機能停止により、下水道等の使用を制限する必要が生じたときは、総務部広報班と連携して広報車、チラシ、立て看板等の手段を用いて周知を図る。 イ <u>上下水道部下水道班</u>は、下水道等処理区域内の避難所及び公用地等の適地に、世帯数、人口又は避難住民の排出量を考慮し、貯留式仮設トイレの調達、設置を行う。	
P173	第 9 節 住宅の応急診断、修理、応急仮設住宅等の供与 土木港湾対策部<u>建築住宅班</u> 農林水産商工対策部商工観光班 1 応急危険度判定 土木港湾対策部<u>建築住宅班</u>は、地震により被害を受けた公共建築物及び一般住宅等の建築物の余震等による倒壊、使用部材の落下等から二次災害を防止するため、また、被害を受けた宅地等の余震等による二次被害を防止するため、被災建物及び被災宅地について、速やかに被害状況及び余震への耐震力の把握等を行い、安全性を早急に確認し、被災者の「住」に対する不安を解消する。 （略）	第 9 節 住宅の応急診断、修理、応急仮設住宅等の供与 土木港湾対策部<u>都市建築班</u> 農林水産商工対策部商工観光班 1 応急危険度判定 土木港湾対策部<u>都市建築班</u>は、地震により被害を受けた公共建築物及び一般住宅等の建築物の余震等による倒壊、使用部材の落下等から二次災害を防止するため、また、被害を受けた宅地等の余震等による二次被害を防止するため、被災建物及び被災宅地について、速やかに被害状況及び余震への耐震力の把握等を行い、安全性を早急に確認し、被災者の「住」に対する不安を解消する。 （略）	組織改編 組織改編 組織改編
P190	第 16 節 上、下水道施設等の応急復旧 <u>（削除）</u> <u>土木港湾対策部都市下水班</u> <u>柳井地域広域水道企業団</u> 1 上水道施設等の応急復旧 （１）災害時における活動 災害が発生し、上水道施設及び簡易水道施設に被害が生じた場合、<u>柳井地域広域水道企業団</u>は、次のように活動を行い、復旧の体制を確立する。 2 下水道施設等の応急復旧 災害が発生し、下水道施設及び農業集落排水施設に被害が生じた場合、<u>土木港湾対策部都市下水班</u>は、本章「第 3 第 8 節 ごみ及びし尿の処理収集」により被害情報収集等活動を行う。 （略）	第 16 節 上、下水道施設等の応急復旧 <u>上下水道部水道班</u> <u>上下水道部下水道班</u> <u>農林水産商工対策部経済建設課</u> 1 上水道施設等の応急復旧 （１）災害時における活動 災害が発生し、上水道施設及び簡易水道施設に被害が生じた場合、<u>上下水道部水道班</u>は、次のように活動を行い、復旧の体制を確立する。 2 下水道施設等の応急復旧 災害が発生し、下水道施設及び農業集落排水施設に被害が生じた場合、<u>上下水道部下水道班</u>は、本章「第 3 第 8 節 ごみ及びし尿の処理収集」により被害情報収集等活動を行う。 （略）	組織改編 内容の適正化 組織改編 組織改編

	修 正 案	現 行	備 考																		
P191	3 被害状況、応急復旧の進捗状況に関する広報 柳井地域広域水道企業団及び土木港湾対策部都市下水班は、被害状況及び応急復旧の進捗状況の情報を随時収集し、復旧の見通しなどと併せて、総務部広報班を通じて住民への広報に努める。（本章「第3 第2節 広報活動」を参照） 第4章 柳井市水防計画 第2節 水防組織 1 市の水防組織 （3）水防本部体制 [水防本部体制] 水防本部 危機管理課 各出張所 情報連絡 管理班 （土木課） 水防班 （経済建設課、農林水産課、<u>建築住宅課</u>、<u>都市計画課</u>、土木課、下水道課） 広域消防本部 柳井消防署 東出張所 南出張所 消防団本部 消防団 各分団 情報連絡 出動命令 [水防本部の業務分掌] <table><tr><th>班</th><th>所掌事務</th><th>担当課</th></tr><tr><td>管理班</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>水防班</td><td>・水防に係る監視、警戒及び技術指導に関すること ・河川、道路、港湾施設等の水防に関すること。 ・砂防施設及び地滑り防止区域の水防に関すること。</td><td>経済建設課 農林水産課 <u>建築住宅課</u> <u>都市計画課</u> 土木課 下水道課</td></tr></table> <td> 3 被害状況、応急復旧の進捗状況に関する広報 上・下水道施設の各担当部は、被害状況及び応急復旧の進捗状況の情報を随時収集し、復旧の見通しなどと併せて、総務部広報班を通じて住民への広報に努める。（本章「第3 第2節 広報活動」を参照） 第4章 柳井市水防計画 第2節 水防組織 1 市の水防組織 （3）水防本部体制 [水防本部体制] 水防本部 危機管理課 各出張所 情報連絡 管理班 （土木課） 水防班 （経済建設課、農林水産課、<u>都市計画・建築課</u>、土木課、下水道課） 広域消防本部 柳井消防署 東出張所 南出張所 消防団本部 消防団 各分団 情報連絡 出動命令 [水防本部の業務分掌] <table><tr><th>班</th><th>所掌事務</th><th>担当課</th></tr><tr><td>管理班</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>水防班</td><td>・水防に係る監視、警戒及び技術指導に関すること ・河川、道路、港湾施設等の水防に関すること。 ・砂防施設及び地滑り防止区域の水防に関すること。</td><td>経済建設課 農林水産課 <u>都市計画・建築課</u> 土木課 下水道課</td></tr></table> <td> 組織改編 組織改編 </td></td>	班	所掌事務	担当課	管理班	（略）	（略）	水防班	・水防に係る監視、警戒及び技術指導に関すること ・河川、道路、港湾施設等の水防に関すること。 ・砂防施設及び地滑り防止区域の水防に関すること。	経済建設課 農林水産課 <u>建築住宅課</u> <u>都市計画課</u> 土木課 下水道課	3 被害状況、応急復旧の進捗状況に関する広報 上・下水道施設の各担当部は、被害状況及び応急復旧の進捗状況の情報を随時収集し、復旧の見通しなどと併せて、総務部広報班を通じて住民への広報に努める。（本章「第3 第2節 広報活動」を参照） 第4章 柳井市水防計画 第2節 水防組織 1 市の水防組織 （3）水防本部体制 [水防本部体制] 水防本部 危機管理課 各出張所 情報連絡 管理班 （土木課） 水防班 （経済建設課、農林水産課、<u>都市計画・建築課</u>、土木課、下水道課） 広域消防本部 柳井消防署 東出張所 南出張所 消防団本部 消防団 各分団 情報連絡 出動命令 [水防本部の業務分掌] <table><tr><th>班</th><th>所掌事務</th><th>担当課</th></tr><tr><td>管理班</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>水防班</td><td>・水防に係る監視、警戒及び技術指導に関すること ・河川、道路、港湾施設等の水防に関すること。 ・砂防施設及び地滑り防止区域の水防に関すること。</td><td>経済建設課 農林水産課 <u>都市計画・建築課</u> 土木課 下水道課</td></tr></table> <td> 組織改編 組織改編 </td>	班	所掌事務	担当課	管理班	（略）	（略）	水防班	・水防に係る監視、警戒及び技術指導に関すること ・河川、道路、港湾施設等の水防に関すること。 ・砂防施設及び地滑り防止区域の水防に関すること。	経済建設課 農林水産課 <u>都市計画・建築課</u> 土木課 下水道課	組織改編 組織改編
班	所掌事務	担当課																			
管理班	（略）	（略）																			
水防班	・水防に係る監視、警戒及び技術指導に関すること ・河川、道路、港湾施設等の水防に関すること。 ・砂防施設及び地滑り防止区域の水防に関すること。	経済建設課 農林水産課 <u>建築住宅課</u> <u>都市計画課</u> 土木課 下水道課																			
班	所掌事務	担当課																			
管理班	（略）	（略）																			
水防班	・水防に係る監視、警戒及び技術指導に関すること ・河川、道路、港湾施設等の水防に関すること。 ・砂防施設及び地滑り防止区域の水防に関すること。	経済建設課 農林水産課 <u>都市計画・建築課</u> 土木課 下水道課																			

修 正 案		現 行		備 考																																																	
P218	第6節 ダム、排水機場及び雨水ポンプ場等 1 ダム、排水機場及び雨水ポンプ場 [雨水ポンプ場] <table><tr><th>名称</th><th>管理</th></tr><tr><td>宮本雨水ポンプ場</td><td>柳井市</td></tr><tr><td>大水道雨水ポンプ場</td><td>柳井市</td></tr><tr><td>田布路木雨水ポンプ場</td><td>柳井市</td></tr><tr><td>千才ポンプ場</td><td>柳井市</td></tr><tr><td>西田布路木ポンプ場</td><td>柳井市</td></tr><tr><td>築出ポンプ場</td><td>柳井市</td></tr><tr><td>宮の下ポンプ場</td><td>柳井市</td></tr><tr><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td></tr><tr><td>苗代地ポンプ場</td><td>柳井市</td></tr><tr><td>古開作雨水ポンプ場</td><td>柳井市</td></tr><tr><td>江の浦ポンプ場</td><td>柳井市</td></tr><tr><td><u>東土穂石雨水ポンプ場</u></td><td><u>柳井市</u></td></tr></table>	名称	管理	宮本雨水ポンプ場	柳井市	大水道雨水ポンプ場	柳井市	田布路木雨水ポンプ場	柳井市	千才ポンプ場	柳井市	西田布路木ポンプ場	柳井市	築出ポンプ場	柳井市	宮の下ポンプ場	柳井市	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	苗代地ポンプ場	柳井市	古開作雨水ポンプ場	柳井市	江の浦ポンプ場	柳井市	<u>東土穂石雨水ポンプ場</u>	<u>柳井市</u>	第6節 ダム、排水機場及び雨水ポンプ場等 1 ダム、排水機場及び雨水ポンプ場 [雨水ポンプ場] <table><tr><th>名称</th><th>管理</th></tr><tr><td>宮本雨水ポンプ場</td><td>柳井市</td></tr><tr><td>大水道雨水ポンプ場</td><td>柳井市</td></tr><tr><td>田布路木雨水ポンプ場</td><td>柳井市</td></tr><tr><td>千才ポンプ場</td><td>柳井市</td></tr><tr><td>西田布路木ポンプ場</td><td>柳井市</td></tr><tr><td>築出ポンプ場</td><td>柳井市</td></tr><tr><td>宮の下ポンプ場</td><td>柳井市</td></tr><tr><td><u>土穂石ポンプ場</u></td><td><u>柳井市</u></td></tr><tr><td>苗代地ポンプ場</td><td>柳井市</td></tr><tr><td>古開作雨水ポンプ場</td><td>柳井市</td></tr><tr><td>江の浦ポンプ場</td><td>柳井市</td></tr></table>	名称	管理	宮本雨水ポンプ場	柳井市	大水道雨水ポンプ場	柳井市	田布路木雨水ポンプ場	柳井市	千才ポンプ場	柳井市	西田布路木ポンプ場	柳井市	築出ポンプ場	柳井市	宮の下ポンプ場	柳井市	<u>土穂石ポンプ場</u>	<u>柳井市</u>	苗代地ポンプ場	柳井市	古開作雨水ポンプ場	柳井市	江の浦ポンプ場	柳井市	新設に伴う内容の適正化
名称	管理																																																				
宮本雨水ポンプ場	柳井市																																																				
大水道雨水ポンプ場	柳井市																																																				
田布路木雨水ポンプ場	柳井市																																																				
千才ポンプ場	柳井市																																																				
西田布路木ポンプ場	柳井市																																																				
築出ポンプ場	柳井市																																																				
宮の下ポンプ場	柳井市																																																				
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																																				
苗代地ポンプ場	柳井市																																																				
古開作雨水ポンプ場	柳井市																																																				
江の浦ポンプ場	柳井市																																																				
<u>東土穂石雨水ポンプ場</u>	<u>柳井市</u>																																																				
名称	管理																																																				
宮本雨水ポンプ場	柳井市																																																				
大水道雨水ポンプ場	柳井市																																																				
田布路木雨水ポンプ場	柳井市																																																				
千才ポンプ場	柳井市																																																				
西田布路木ポンプ場	柳井市																																																				
築出ポンプ場	柳井市																																																				
宮の下ポンプ場	柳井市																																																				
<u>土穂石ポンプ場</u>	<u>柳井市</u>																																																				
苗代地ポンプ場	柳井市																																																				
古開作雨水ポンプ場	柳井市																																																				
江の浦ポンプ場	柳井市																																																				
P222	第10節 水防信号 2 黒杭川ダム操作細則及び黒杭川上流ダム操作細則に定めるサイレン又は疑似音の吹鳴 <table><tr><th rowspan="2">種類</th><th rowspan="2">通知する時間</th><th>発信の方法</th></tr><tr><th>サイレン吹鳴</th></tr><tr><td>放流</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 放流連絡系統図（約1時間前） 黒杭川ダム管理所 県河川課ダム班 柳井土木建築事務所 柳井市役所 柳井川排水機場 建設部(土木課・<u>下水道課</u>) <u>(削除)</u> 経済部(経済建設課) 柳井地域広域水道企業団 柳井警察署 柳井地区広域消防本部 柳北小学校 柳井駅前交番	種類	通知する時間	発信の方法	サイレン吹鳴	放流	(略)	(略)	第10節 水防信号 2 黒杭川ダム操作細則及び黒杭川上流ダム操作細則に定めるサイレン又は疑似音の吹鳴 <table><tr><th rowspan="2">種類</th><th rowspan="2">通知する時間</th><th>発信の方法</th></tr><tr><th>サイレン吹鳴</th></tr><tr><td>放流</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 放流連絡系統図（約1時間前） 黒杭川ダム管理所 県河川課ダム班 柳井土木建築事務所 柳井市役所 柳井川排水機場 建設部(土木課) <u>上下水道部(水道課・下水道課)</u> 経済部(経済建設課) 柳井警察署 柳井地区広域消防本部 柳北小学校 柳井駅前交番	種類	通知する時間	発信の方法	サイレン吹鳴	放流	(略)	(略)	組織改編																																				
種類	通知する時間			発信の方法																																																	
		サイレン吹鳴																																																			
放流	(略)	(略)																																																			
種類	通知する時間	発信の方法																																																			
		サイレン吹鳴																																																			
放流	(略)	(略)																																																			
P235	第3部 災害復旧・復興計画 第1章 被災者の復旧支援 第2節 住宅の建設 土木港湾対策部<u>建築住宅班</u>	第3部 災害復旧・復興計画 第1章 被災者の復旧支援 第2節 住宅の建設 土木港湾対策部<u>都市建築班</u>	組織改編																																																		